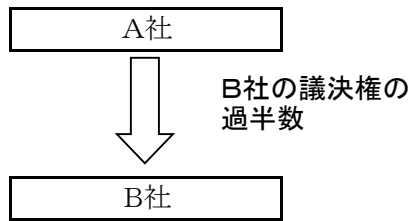


【資本的関係のケース】

ケース③ (A社、B社がいずれも建設業者の場合)



A社は、B社の「親会社」

B社は、A社の「子会社」

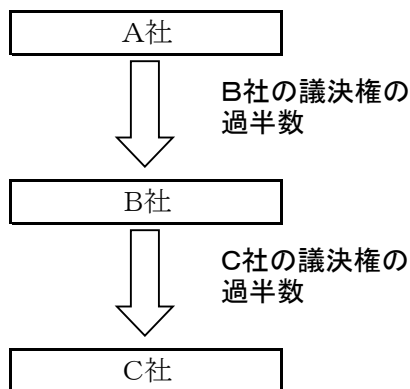
申請者	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

「系列会社についての調書」記載方法

・A社が申請する場合、系列会社欄にB社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「B. 子会社」を、○で囲む。

・B社が申請する場合、系列会社欄にA社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「A. 親会社」を○で囲む。

ケース④ (A社、B社、C社がいずれも建設業者の場合)



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるC社の議決権の過半数を有することから、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

申請者	親会社	子会社
A社	—	B、C社
B社	A社	C社
C社	A、B社	—

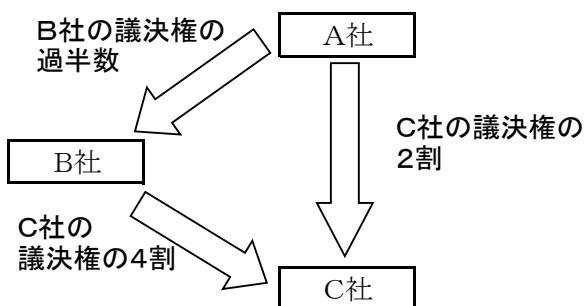
「系列会社についての調書」記載方法

・A社が申請する場合、系列会社欄にB社、C社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「B. 子会社」を、それぞれ○で囲む。

・B社が申請する場合、系列会社欄にA社、C社を記載し、A社については、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「A. 親会社」を○で囲む。C社については、「イ. 資本のつながり」、「B. 子会社」を、それぞれ○で囲む。

・C社が申請する場合、系列会社欄にA社、B社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「A. 親会社」を、それぞれ○で囲む。

ケース⑤ (A社、B社、C社がいずれも建設業者の場合)



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

申請者	親会社	子会社
A社	—	B、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

「系列会社についての調書」記載方法

・A社が申請する場合、系列会社欄にB社、C社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「B. 子会社」を、それぞれ○で囲む。

・B社が申請する場合、系列会社欄にA社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「A. 親会社」を○で囲む。

・C社が申請する場合、系列会社欄にA社を記載し、3. ⑤該当項目の「イ. 資本のつながり」、「A. 親会社」を○で囲む。